

離婚届の記載・提出方法について

1. 必要なもの

【協議離婚】

- ・離婚届用紙（戸籍の内容を確認するための戸籍謄本等は不要です。）
- ・届出人又は使者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

【裁判離婚】

- ・離婚届用紙（戸籍の内容を確認するための戸籍謄本等は不要です。）
- ・届出人又は使者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ・裁判所の関与により離婚が成立した場合は、下記の書類が必要となります。
 - 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

2. 記載する上での注意点

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input type="checkbox"/> 妻		<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
		番地	筆頭者
		番	の氏名

- ・婚姻時に配偶者の氏とした方については、離婚届を提出することで婚姻前の元の戸籍にもどるか、自身を筆頭者として新しい戸籍をつくる事が出来ます。こちらの記載は、離婚届によりもとの戸籍にもどる方又は新しく戸籍をつくる方がご自身で記載する必要があります。

【未成年の子の氏名】

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子
	父（夫）が親権を行う子
	母（妻）親権を行う子
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

- ・未成年の子が戸籍にいる場合は、親権者となる者を定める必要があります。届出については、父母双方が親権を行う子、父（夫）が親権を行う子、母（妻）が親権を行う子、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子の4つの分類から該当するものに未成年の氏名を記載する必要があります。（家事審判又は家事調停の申立てがされているかについての疎明資料は必要ありません。家事審判又は家事調停の結果が出たのち離婚届とは別に親権（管理権）届の提出が必要となります。）

【協議離婚において親権者の定めをした場合】

(協議離婚で親権者の 定めたした場合) 相違 なければ、それぞれが <input checked="" type="checkbox"/> のようにしるしをつ けてください。	夫	妻
	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使するこ と又は単独で親権を行使することの 意味を理解し、真意に基づいて合意 した。	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使するこ と又は単独で親権を行使することの 意味を理解し、真意に基づいて合意 した。

・協議離婚の場合は、親権について父母双方が合意した証として、「離婚後も共同で親権を行うこと又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。」の**チェック欄にをする**必要があります。(が無い場合は届書の記載不備となります。)

【届出人署名と証人の署名】

・届出人及び証人については、自署により氏名を記載します。押印は任意です。証人は成人している方で、夫婦が離婚する意思があることを知っている方であれば誰でもなることができます。

3. 連絡先（日中連絡が可能な電話番号）

離婚届書に不明点や未記載の部分があった場合にご連絡をする必要がありますので、必ず連絡の可能な電話番号を記載して下さい。

4. 未成年の子がいる場合は、離婚後の子育ての分担、親子交流及び教育費の分担について該当するものにチェックをして下さい。

5. 届出人の方が来庁されていない場合、来庁された方のご本人確認が出来ない場合、郵送による届出や夜間など市役所窓口で届出が提出されなかった場合には、文書にて届出の提出があったことお知らせいたします。届出に見覚えが無い場合は、市役所市民課までご連絡ください。